

## 社会福祉法人柏会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人柏会法人業務にともなう役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定める。

### (役員等報酬)

第2条 当法人の役員等は、無報酬とする。

2 当法人の役員等には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

### (業務の種類)

第3条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席
- (2) 監事による定期または臨時監査
- (3) 行政機関による調査及び指導監査の立会
- (4) 役員研修会への参加及び事務打ち合わせ
- (5) その他理事長が必要と認めた業務

### (費用弁償)

第4条 前条の(1)から(3)の業務の場合は、費用弁償として次の表に定める額を支給できるものとする。

区 分	1日当たりの額
住所が長岡市内にあるもの	5,000 円
その他のもの	10,000 円

2 前条の(4)(5)の場合は、費用弁償として「社会福祉法人柏会旅費規程」を準用し、施設長の旅費に相当する額の旅費を支給する。

旅費は、原則として役員等の住所地を起点として計算する。但し、施設職員が代理で法人業務のため旅行する場合は、当該施設を起点として、「社会福祉法人柏会旅費規程」に準じた額の旅費を支給する。

### (適用除外)

第5条 施設職員であって法人役員を兼務するものについては、第2条の(1)から(3)の業務の場合は、この規程は適用しない。

(雑則)

第6条 この規程に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この規程は平成29年4月1日より施行する